

新旧対照表

(別紙7)

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて

(平成22年2月12日財閥第142号)

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第6章 開庁時間外の事務の執行を求める届出	第6章 開庁時間外の事務の執行を求める届出
<p>(開庁時間外の事務の執行を求める届出)</p> <p>1-1 法第98条第1項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める者（以下この章において「申請者」という。）が、システムを使用して当該届出（以下この章において「届出」という。）を行う場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。<u>なお、次章により届出を行う場合には、届出をしようとする税関官署の開庁時間内に行うものとする。</u></p>	<p>(開庁時間外の事務の執行を求める届出)</p> <p>1-1 法第98条第1項に規定する開庁時間外の事務の執行を求める者（以下この章において「申請者」という。）が、システムを使用して当該届出（以下この章において「届出」という。）を行う場合には、次章によるほか、届出をしようとする税関官署の<u>開庁時間内</u>に「時間外執務要請届」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合においては当該業務を利用することはできないので留意すること。</p>
<p>(1) <u>届出種別コードとして「A」から「D」までのいずれかを入力した場合（輸出入申告等が受理された後、開庁時間外に許可・承認を希望する場合）</u></p> <p><u>届出により事務の執行を求めることができる税関手続は次に掲げるものとする。なお、「時間外執務要請届」業務を行った際に入力した届出種別コード（以下この項において「届出種別コード」という。）「A」から「D」までのいずれかによる届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、直ちに許可・承認を行う（下記イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第11節11-3(1)から(4)のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合に許可・承認を行う）ものとし、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には審査・検査を行うこととする。</u></p> <p>イ 輸入申告（関税法基本通達67-4-7に規定するマニフェスト等による申告を含む。）</p> <p>ロ 輸出申告（輸出許可後の訂正、関税法基本通達67-2-6に規定するマニフェスト等による申告及び別送品の輸出申告を含む。）</p> <p>ハ 保税運送申告（包括保税運送の申告を含む。）</p> <p>ニ 内国貨物運送申告</p> <p>ホ 積卸コンテナ一覧表の提出</p> <p>(2) <u>届出種別コードとして「E」又は「F」を入力した場合（輸出入申告等が受理された後、簡易審査扱い（区分1）に限り許可・承認を希望する場合）</u></p> <p><u>届出により事務の執行を求めることができる税関手続は上記(1)イ及びロとする。なお、届出種別コード「E」又は「F」による届出後に輸出入申告等を行った結果、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった場合には、直ちに許可</u></p>	<p>(1) <u>下記の税関手続以外の手続に係る事務の執行を求める場合</u></p> <p>イ 輸入申告（関税法基本通達67-4-7に規定するマニフェスト等による申告を含む。）</p> <p>ロ 輸出申告（輸出許可後の訂正、関税法基本通達67-2-6に規定するマニフェスト等による申告及び別送品の輸出申告を含む。）</p> <p>ハ 保税運送申告（包括保税運送の申告を含む。）</p> <p>ニ 内国貨物運送申告</p> <p>ホ 積卸コンテナ一覧表の提出</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

(別紙7)

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて

(平成22年2月12日財閥第142号)

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>・承認を行う（上記(1)イの場合であって、関税等の納付が必要なときは、前章第11節11-3(1)、(3)、(4)のいずれかの方法により関税等を納付した場合又は納期限延長制度が適用される場合には許可・承認を行う）ものとし、書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）となった場合には、審査・検査は税関官署の翌開庁日以降に行うものとする。</p> <p>(3) <u>当該業務を利用する際には次に掲げることに留意すること。</u></p> <p>イ <u>次に掲げる場合には当該業務は利用できないものとする。</u></p> <p>(イ) <u>届出種別コード及び届出先税関官署が同一の場合であって、事務の執行を求める日及び時間帯が、すでに届出がなされている日及び時間帯と重複しているとき</u></p> <p>(ロ) <u>上記(1)の場合で、事務の執行を求める時間帯が開庁時間外において連続した時間帯となっていないとき</u></p> <p>ロ <u>届出種別コード「A」と「E」又は届出種別コード「D」と「F」の組合せで、事務の執行を求める日及び時間帯が重複する届出を行う場合には、入力した届出種別コードに対する輸出入申告等であることを確認するため、輸出入申告等の際、記事欄に届出種別コードを入力させるものとする。</u></p> <p>ハ <u>当該業務を利用することができる時間帯は、上記(1)の場合は届出をしようとする税関官署の開庁時間内とし、上記(2)の場合は開庁時間内に加えて開庁時間外においても可能とする。</u></p> <p>(事務の執行を求める時間の延長の手続)</p> <p>1-2 届出を行った時間帯に執行を求めた事務が終了しなかった場合において、執務を求める時間の延長を行おうとする場合には、先の届出に係る時間帯が終了する前に、次のいずれかの方法により行われるものとする。</p> <p>(1) 「時間外執務要請延長届呼出し」業務を利用し、延長しようとする時間外執務要請届の「時間外執務要請届出受理番号」を入力して送信し、出力される応答情報により延長終了時刻、輸出入申告件数等を入力して送信する方法</p> <p>(2) 「時間外執務要請延長届」業務を利用し、必要事項を入力して送信する方法</p>	<p>(2) <u>同一の税関官署に届け出る場合であって、事務の執行を求める時間帯が重複して届出がなされたとき、又は事務の執行を求める時間帯が開庁時間外において連続した時間帯となっていない場合</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(事務の執行を求める時間の延長の手続)</p> <p>1-2 届出を行った時間帯に執行を求めた事務が終了しなかった場合において、執務を求める時間の延長を行おうとする場合には、先の届出に係る時間帯が終了する前に、次のいずれかの方法により行われるものとする。</p> <p>(1) 「時間外執務要請延長届呼出し」業務を利用し、延長しようとする時間外執務要請届の「時間外執務要請届出受理番号」を入力して送信し、出力される応答情報により延長終了時刻、輸出入申告件数等を入力して送信する方法</p> <p>(2) 「時間外執務要請延長届」業務を利用し、必要事項を入力して送信する方法</p>